

回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

5-②(3) 男女共同参画に関する条例の制定について

男女平等社会の実現に向けた積極的な取り組みのために、男女共同参画に関する条例が未制定の市町村については、府と市町村が連携し、制定に向けて支援・協力を行うこと。

（回答）

府内市町村では、平成 22 年 12 月に条例が公布された岸和田市を加え、現在 21 市町が男女共同参画に関する条例を制定しています。

市町村が条例を制定するかどうかは基本的には当該市町村の判断となるものですが、大阪府としては、それぞれが地域特性等を考慮した上で男女共同参画に関する条例を制定していくことは、意義深いことであると考えており、市町村における男女共同参画に関する条例の制定を推進するため、府の条例制定時のノウハウを提供するなど、市町村の取組に対して個別に支援を行っています。

また、毎年度、各市町村の担当課長会議を開催し、本府が男女共同参画の推進のために条例を制定した趣旨、意義等について説明を行うとともに、新たに条例制定を行った市の取組について事例発表をしていただくなど、府内市町村の情報の提供を行い、情報の共有に努めています。

今後も機会を捉えて府の条例の趣旨、意義等を周知していくほか、具体的に条例制定を検討している市町村に対しては、引き続き、情報提供や助言など、積極的に支援してまいります。

（回答部局課名）

府民文化部 男女共同参画・NPO課